公共補償円滑適正対策事業
泉田川地区第２号導水幹線水路用地測量業務

業務説明書

１　手続開始公示日　令和８年６月 19 日

２　契約担当官等
分任支出負担行為担当官　東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長　渡辺　英樹

３　担当部局 〒010－0951
秋田県秋田市山王７－１－３（秋田合同庁舎）
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所　施設再編専門官
電　話　018－823－7801
電子メールアドレス　teishutsusakinish520@maff.go.jp

４　業務概要
（１）業務の目的
本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業に基づき、国営造成施設に係る区分地上権等の権利の取得に必要となる用地調査等を実施し、用地補償業務の円滑な推進に資するものである。

（２）業務内容
ア　概要
用地測量　　7.05ha
イ　作業内容
特別仕様書のとおり
ウ　現地調査　あり
エ　貸与資料
特別仕様書のとおり

（３）業務の詳細
業務請負契約書（例）、特別仕様書のとおり

（４）履行期限　令和８年 11 月５日

（５）入札契約方式　　簡易公募型競争入札（最低価格落札方式）

（６）本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出及び受領に係る確認並びに入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

（７）本業務は、契約手続きに係る書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

（８）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

（９）本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成 15 年９月１日付け 15 北総第 528 号（経）東北農政局長通知）に基づき指名停止等の措置を講ずる。

(10) 本業務は参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務である。

(11) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年 12 月 17 日付け７農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）の試行業務である。
なお、詳細については、特別仕様書によるものとする。

5　競争参加資格及び選定基準

（１）入札参加者に要求される資格要件

ア　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ　予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ　東北農政局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等契約のうち「Ａ等級又はＢ等級」で「測量・補償コンサルタント」の参加資格の認定を受けている者であること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も下記６により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

エ　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

オ　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月７日付け 19 経第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ　東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

キ　東北農政局管内に本社（店）を有していること。

（２）資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする複数の者の間に、以下のアからウまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記に該当する場合において、参加表明書の提出者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、東北農政局競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではない。

ア　資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合
（ア）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合
（ア）　一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再

生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

・会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

・会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

・会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

・会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行するものであって、a から d までに掲げる者に準ずる者

（イ）　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

（ウ）　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（３）配置予定技術者の資格要件

ア　管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記イの照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に７年以上従事した者をいう。

イ　照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

（ア）　土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者

（イ）　土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（４）当該業務部門

当該業務部門は、用地・補償における用地測量である。

ア（AGRIS 業務分類：用地・補償（大分類）用地測量（中分類））

（５）参加表明者の選定基準（別添１参加表明者選定基準参照）

ア　（１）に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、別添１に示す参加表明者選定基準に記載されている評価項目のいずれかが「選定しない」と評価された場合は、入札参加者として選定しない。

イ　予定照査技術者の資格が（３）のイに示す資格要件に該当しない場合は、入札参加者として選定しない。

ウ　企業評価項目

（評価の着目点）

・　競争参加資格の認定
・　当該業務部門の技術者の存在
・　過去10年間（平成28年度～令和７年度）の１件当たり150万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績及び業務成績
・　当該年度を含む過去３か年度の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無
・　過去３年間（令和５年度～令和７年度）の東北農政局管内における地域貢献活動への支援
・　過去３年間（令和５年度～令和７年度）の土地改良施設等に係る災害対応活動の実績
・　過去３年間（令和５年度～令和７年度）の表彰実績
・　再委託の内容及び分担業務の構成員
・　ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

エ　予定管理技術者評価項目

（評価の着目点）

・　技術者資格及びその専門分野の内容
・　過去10年間（平成28年度～令和７年度）の１件当たり150万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
・　農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
・　１件当たり300万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額

オ　分任支出負担行為担当官は、上記の基準により、競争参加者を最も評価点の高い者から10位の者までを選定する。

参加者が10者に満たない場合、又は、10位までの者が10者を超える場合は10位以内全ての者を選定する。

６　参加表明書の作成、提出等

（１）本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書（別添３）を提出しなければならない。

また、参加表明書の提出者が、本業務説明書を入札公示に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該参加表明書を無効とし、非選定とする。

なお、提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、指名されない。

ア　提出期間

別表１の①に示す期間

イ　提出先　上記３に同じ。

ウ　提出方法

本業務は、参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務であり、参加表明書総括表（別添２）に記載のうえ、参加表明書と合わせて提出すること。

また、参加表明書を提出しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、５（２）に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、別添４に記載し申告すること。

なお、別添４により申告した関係者が本業務の参加表明書を提出した場合には、当該業務の参加表明書を無効とする。

また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

（ア）　電子入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

提出様式については、ＰＤＦファイル形式にし、一つのファイルに結合する。なお、ファイルの合計容量が 10ＭＢを超えないものとする。ただし、参加表明書総括表（別添２）はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。（電子入札方式では、提出できるファイル数が１ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮（lzh 形式等）して、１つのファイルで提出すること。）

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、別添３の様式１及び別添２のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）で提出（提出期限内必着）すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

（イ） 紙入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。併せて、参加表明書総括表（別添２）（ファイル形式「Microsoft Excel」）をCD-Rに収めて提出場所へ提出すること。

なお、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表１の②に示す日までに書面にて通知する。

オ 記載上の留意事項

（ア） 企業の有資格者登録（別添３の様式２に記載すること）

・ 企業の競争契約参加資格者登録の有無

（イ） 有資格技術者数（別添３の様式３に記載すること）

・ 企業に所属する有資格技術者について資格の種類、部門（選択科目等）ごとに人数を記載する。

（ウ） 企業の過去10年間の当該業務部門実績（別添３の様式４に記載すること）

・ 契約金額150万円以上の東北農政局管内における当該業務部門に応じた業務及び評定点を記載する。

（エ） 重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無（別添３の様式５に記載すること。）

・ 当該年度を含めた過去３か年度の業務の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無を記載する。

（オ） 企業の地域貢献活動への支援（別添３の様式６に記載すること）

・ 表彰には、東北農政局管内での過去３年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績を記載する。

・ 地域活動に対する取組み状況には、過去３年間（令和５年度～令和７年度）の東北農政局管内における地域貢献活動（農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等）に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績内容を記載する。

なお、継続的な支援実績とは、年１回以上の地域貢献活動を連続した２カ年以上にわたり継続的に実施していることをいう。

（カ） 企業の災害対応活動の実績（別添３の様式７に記載すること。）

・ 過去３年間（令和５年度～令和７年度）の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績又は災害協定に基づかない国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した活動実績の内容を記載する。

（キ） 企業の表彰実績（別添３の様式８に記載すること）

・ 表彰には、過去３年間（令和５年度～令和７年度）に企業として受けた当該業務部門に関連する農林水産大臣表彰・農村振興局長表彰（全国（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）で表彰された業務が対象）、農政局長表彰・事業（務）所長表彰（東北農政局管内で表彰された業務が対象）、農業農村工学会表彰（全国土地改良工事等学術技術最優秀賞）を記載する。

（ク） ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（別添３の様式９に記載すること。）

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。

対象となる認定は以下の通り。

・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）（女性活躍推進法第９条又は第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（第９条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）（次世代法第13条又は第15条の２の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）又は

同法第 12 条に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第 42 号）による改正後の次世代法第 12 条第５項の規定に基づき令和７年４月１日以後に策定又は変更を行った企業をいう。

・　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）（若者雇用促進法第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）

（ケ）事業実施体制（別添３の様式 10 に記載すること。）

・　他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その内容を記載するとともに、備考欄にその理由（企業の技術的特徴等）等を記載すること。

なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は、併せて記載するものとする。

ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

（コ）予定管理技術者の経歴（別添３の様式 11 に記載すること）

・　予定管理技術者について、経歴等を記載する。

・　契約金額 150 万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の管理技術者としての業務実績及び当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等監督要領第３号に示す総括監督員又は主任監督員の経験又はこれと同等程度の経験をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。

・　農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況を記載する。

・　手持ち業務は、公示日の令和８年６月 19 日現在において履行中の管理技術者としての契約額 300 万円以上の全業務（発注者が他国、他機関の業務を含む。）を記載すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（元予第 2210 号大臣官房参事官（経理）通知。）に基づき一時中止等を行ったことにより令和８年６月 19 日に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

（コ）・予定照査技術者について経歴等を記載する（別添３の様式 12 に記載すること）。

キ　参加表明書総括表（別添２）

参加表明者選定基準に示す企業評価及び予定管理技術者評価について評価項目ごとに申請内容、評価及び評価点を記載する。

（２）その他留意事項

ア　参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された参加表明書は返却しない。

ウ　提出された参加表明書は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

エ　提出期限日以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。

オ　参加表明書に記載した予定管理技術者及び予定照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

カ　参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とするとともに、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成 15 年９月１日付け 15 北総第 528 号(経)東北農政局長通知）に基づく指名停止を行うことがある。

7　非指名理由の説明等

（１）　分任支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者のうち指名（入札参加者として選定）しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。

（２）（１）の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

ア　受付期間

（１）の通知をした日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）後の午後５時。

イ　受付場所

上記３に同じ。

ウ　提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

（３）　分任支出負担行為担当官は、非指名理由の説明を求められたときは、（２）のアの受付期間の翌日から起算して５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

８　業務説明書に関する質問の受付及び回答

（１）　業務説明書に対する質問は、次に従い文書（別添５）により提出すること。

ア　受付期間

別表１の③に示す期間

イ　受付場所

上記３に同じ。

ウ　提出方法

別添５（ファイル形式「Microsoft Word」）に記載の上、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。

また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。

E-mail：teishutsusakinish520@maff.go.jp

（２）　（１）の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を含まない。）以内に電子入札方式により行う。

ア　閲覧期間

別表１の④に示す期間

９　入札及び開札

（１）入札の日時

ア　電子入札方式による入札の送信期限

（ア）　入札の送信期限

別表１の⑤に示す日時

（イ）　システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕を持って入札金額の送信を行うこと。

イ　紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期限及び提出先

（ア）　入札書の受領期限

別表１の⑥に示す日時に上記３の担当部局の場所に持参し、入札する。

ウ　紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合

（ア）　入札書の受領期限

別表１の⑥に示す日時までに上記３の担当部局の場所に必着。

（２）入札方法等

ア　入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ファクシミリ等による入札は認めない。

イ　電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

ウ　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

エ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

オ　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

カ　電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」によるものとする。
（東北農政局ホームページ：https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html

（３）開札の日時
別表１の⑦に示す日時

（４）開札の場所　〒010－0951
秋田県秋田市山王７－１－３（秋田合同庁舎）
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所入札室

（５）開札の立ち会い
電子入札方式により入札した場合は開札の立ち会いは不要とするが、紙入札方式による入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。紙入札方式による入札者又はその代理人が１回目の開札に立ち会わない場合でも、その入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

（６）入札の無効
手続き開始の公示に示した指名されるための資格要件のない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札並びに「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（７）落札者の決定方法
予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（８）入札者が２者未満の場合の手続きの中止
参加表明書の提出又は入札（電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い時期）のいずれかの手続き期限をもって、入札者が２者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続きを中止する。
なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

10　低入札業務における品質確保対策の試行について
（１）品質確保対策
次に示す割合を予定価格に乗じて得た価格を下回る価格で契約した場合、業務の適切な品質を確保するため、以下を実施することとし詳細は特別仕様書によるものとする。
ア　本業務については、受注者が自ら行う照査とは別に、資本関係及び人的関係において関係がない第三者による照査を受注者の責任において実施するものとする。
イ　管理技術者は、第三者による照査技術者が行う照査結果及び照査状況（写真撮影を含む）について、その都度監督職員へ報告するものとする。
ウ　本業務の屋外で行う測量（又は調査）の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐するものとするとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。
エ　管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、監督職員に履行状況を報告するものとする。
オ　割合
下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表ＡからＣまでに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 とし、10 分の６に満たない場合にあっては 10 分の６とするものとする。

業務区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

（２）品質確保対策の履行

品質確保対策の履行について、次の場合には業務成績評定において減点措置を講ずる。

ア　「管理技術者立ち会いの打合せに係る履行について文書注意を受けた場合」又は「屋外作業の管理技術者の常駐に係る履行について文書注意を受けた場合」…５点減点

イ　「第三者による照査に係る履行について文書注意を受けた場合」…10 点減点

11　貸与資料の閲覧

特別仕様書第 10 条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表１の⑧に示す期間とするので、閲覧を希望する場合は、上記３に示す担当部局等に事前に連絡すること。

閲覧方法についてはデータでの閲覧とし、DVD１枚を貸与するので閲覧の際は余裕を持って連絡すること。

12　その他

（１）契約書作成の要否

要。（「業務請負契約書（例）」により作成する。）

（２）入札保証金　免除

（３）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行秋田支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

（４）手続における交渉の有無　無

（５）関連情報を入手するための照会窓口

上記３に同じ。

（６）手続において使用する言語、通貨及び単位

契約の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）によるものとする。

（７）競争入札心得の遵守

入札参加者は、「東北農政局競争契約入札心得」及び「業務請負契約書（例）」を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

（８）支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の３割以内とする。

（９）入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。その場合、中止に関する公示及び入札参加者に対して通知を行う。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

(10) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事を請け負うことができないものとする。

(11) 電子契約システムについて

ア　本件は、契約手続きに係る書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

イ　電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更承諾願（別添６）を提出しなければならない。

ウ　電子契約システムに障害等やむ得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(12) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進･連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

(13) 予定価格の算出基礎となる業務価格の算定　予定価格の算出基礎となる業務価格の算定は、農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）による。なお、端数処理については、運用事項に記載の下記のとおりとする。

ア　明細金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。

イ　諸経費（設計業務の場合はその他原価、一般管理費等）は、1,000 円未満切捨てするものとする。なお、複数の諸経費を用いる場合であっても、各々の諸経費で端数調整（切捨て）するものとする。

ウ　業務価格は、10,000円未満切捨てするものとする。

(14) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働き掛けを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働き掛けの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働き掛けと認められた場合には、当該委員会を設置している機関においてホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）

（不当な働き掛け）

ア　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

カ　公表前における発注予定に関する情報聴取

キ　公表前における入札参加者に関する情報聴取

ク　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表１

①	参加表明書の提出期間	令和８年６月 22 日から令和８年７月３日まで(行政機関の休日を除く。)の午前９時から午後５時まで ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。
②	選定結果の通知時期	令和８年７月 16 日まで
③	質問受付期間	令和８年６月 22 日から令和８年７月 22 日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前９時から午後５時まで
④	質問回答閲覧期間	令和８年６月 22 日から令和８年７月 30 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前９時から午後５時まで
⑤	電子入札方式又は紙入札方式により持参する場合の入札期間	令和８年７月 28 日から令和８年７月 31 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前９時から午後５時まで ただし、最終日については、午前９時 30 分までとする。
⑥	紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合の入札書受領期間	令和８年７月 28 日から令和８年７月 30 日(行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで ただし、最終日については、午後４時までとする。
⑦	開札の日時	令和８年７月 31 日　午前 10 時
⑧	貸与資料の閲覧期間	令和８年６月 22 日から令和８年７月 31 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前９時から午後５時まで

（注）　「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日をいう。

別添１

参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札（価格競争方式）】

公共補償円滑適正対策事業
泉田川地区第２号導水幹線水路用地測量業務

評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価 評価点	A	評価点	B	評価点	C	備考
〈企業評価〉										
企業評価	資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	－	－	1	資格登録されている	選定しない	資格登録されていない	
		技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	3	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者が２名以上であり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者との合計が６名以上存在	1	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者が１名以上であり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者との合計が２名以上存在	選定しない	Ａ、Ｂに該当しない	・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者、土地改良補償業務管理者資格がない場合は、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者 ・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経験年数とする。 　なお、その従事期間の計算方法は、４月１日から翌年の３月31日までを１年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事している場合は、１年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に７年以上従事した者 ・土地改良補償士と土地改良補償業務管理者の両資格保持者は、土地改良補償士の資格で計上する。
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績（国営以外の農業農村整備事業を含む）	2	当該業務部門の業務実績が５件以上ある	1	当該業務部門の業務実績が１～４件ある	0	当該業務部門の業務実績がない	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務である。 ・評価における件数は、最近の完了順に10件までとする。 　なお、10件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・当該業務部門とは、業務説明書本文で示す業務 ・参加表明者のうち、Ｃ評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の者は、下位グループとする。（ただし、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は、上位グループとする。） ・業務成績については、業務成績評定通知に示す｢業務評定点｣である。
			過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の上位１／２グループ	1	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の下位１／２グループ	0	当該業務部門 の業務実績がない	
			納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無	－	－	1	右に該当しない	-2	重大な測量又は調査ミスの発覚等により、測量又は調査のやり直し又は成果物の手直しがあった	・重大な測量又は調査ミスとは、管内国営事業（務）所が発注する業務において、**当該年度を含めた過去３か年度（基準日：参加表明書の提出期限の最終日）**に用地測量業務で境界紛争、調査不足等により事業推進に弊害を及ぼしたものをいう.
		地域への貢献	過去３年間（前年度まで）の管内における地域貢献活動への支援	2	「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績有り	1	管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績有り	0	地域への貢献に対する取組み実績（過去３年間）がない	・地域への貢献に対する取組み実績（過去３年間）がない場合は、評価しない（０評価）。 　緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去３年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去３年間」と読み替えることができるものとする。
			過去３年間（前年度まで）における災害対応活動の実績	1	土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づく活動実績がある。	0.5	災害協定に基づかない活動実績がある。	0	活動実績（過去３年間）がない。	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国（地方農政局等）との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請を受けて実施した災害活動実績 ・被災地方公共団体等からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害活動実績をいう。 災害協定に基づかない活動実績とは、 ・国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した災害活動実績（家畜防疫活動を含む。）をいう。 活動実績（過去３年間（令和６年度～令和４年度））がない場合は、評価しない（０評価）
		業務執行能力	過去３年間（前年度まで）の表彰実績	2	業務表彰実績（農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰）がある。	1	業務表彰実績（農政局長表彰）がある。	0.5	業務表彰実績（事業（務）所長表彰がある。	表彰実績（過去３年間）がない場合は評価しない（０評価）。 企業として受けた表彰を対象とし、評価対象は以下のとおりである。 ・農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰（全国（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）で表彰された業務が対象） ・農政局長表彰、事業（務）所長表彰（東北農政局管内で表彰された業務が対象） ・農業農村工学会表彰（全国土地改良工事等学術技術最優秀賞） 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。
				1	【加点評価点】 農業農村工学会表彰					
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	0.5	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。(以下「女性活躍推進法」という。)）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※１ ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。(以下「次世代法」という。)）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業） 　※２ ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。(以下「若者雇用促進法」という。)）に基づく認定（ユースエール認定企業）※３	－	－	0	Ａに該当しない	※１　女性活躍推進法第９条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第９条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。 ※２ 次世代法第13条又は第15条の２の規定に基づく認定を受けている企業、同法第12条に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第５項の規定に基づき令和７年４月１日以後に策定又は変更を行った企業をいう。 ※３　若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業

	業務の実施体制	業務の実施体制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の構成員	ー	ー	1	右に該当しない	選定しない	業務の主たる内容を再委託する場合	様式10に再委託の記載が無い場合は、「Ｂ評価」とする。

参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札（価格競争方式）】

公共補償円滑適正対策事業
泉田川地区第２号導水幹線水路用地測量業務

評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価 評価点	A	評価点	B	評価点	C	備考
〈技術者評価〉										
技術者評価	資格要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野の内容	5	土地改良補償士	2	土地改良補償業務管理者	ー		・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者、土地改良補償業務管理者資格がない場合は、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者 ・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経験年数とする。 なお、その従事期間の計算方法は、４月１日から翌年の３月31日までを１年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事している場合は１年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に７年以上従事した者・土地改良補償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と「同等の能力と経験を有する技術者」に該当しない場合は、選定しない。
			同等の能力と経験を有する技術者	3	土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者	1	土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者	選定しない	Ａ、Ｂに該当しない	
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績又は実務経験（国営以外の農業農村整備事業を含む。）	2	当該業務部門の管理技術者としての業務実績、又は当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験がある。	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	0	当該業務部門の業務実績、実務経験がない	・当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務
			過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位１／２グループ	1	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の下位１／２グループ	0	当該業務部門の業務実績がない	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務である。 ・評価における件数は、最近の完了順に５件までとする。 なお、５件に満たない場合は、その全てを対象とする。（「最近の完了」とは、本業務の参加表明書提出初日で重複を判断する。） ・参加表明者のうち、Ｃ評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の者は、下位グループとする。（ただし、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は、上位グループとする。） ・業務成績については、以下のとおりとする。 （管理技術者の場合） 業務成績評定通知に示す（管理技術者「技術者評定点」）である。 （担当技術者の場合） 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
			管理技術者としての成績がなく、担当技術者としての成績がある場合（過去10年間）	ー	ー	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	ー	ー	
			農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況	3	研修会への参加が過去３年間（令和４年度～令和６年度）に３回以上	1	研修会への参加が過去３年間（令和４年度～令和６年度）に１～２回	0	Ａ，Ｂに該当しない	・研修会とは自社以外の他機関が主催する用地補償業務（管理を含む。）に関する研修会をいう（参加を証明する資料の写しを添付）。ただし、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者等の資格試験講習会を除く。（講師として参加した場合は、回数に含む。） ・前年度に緊急事態宣言が発動されたことにより研修会への参加に影響が生じたと判断される場合は、「過去３年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去３年間」と読み替えることができるものとする。
	専任性	専任性	１件当たり300万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額（国営以外も含む。）	3	手持ち業務件数３件以内かつ業務契約総額５千万円未満	1	手持ち業務件数９件以内かつ業務契約総額２億円未満で、Ａに該当するものを除く	-2	Ａ、Ｂに該当しない	・既契約の工期末日と入札公示日の令和８年６月19日で重複を判定 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は、当該年度の支払限度額とする。（最終年度は、契約額から支払済額を差し引いた金額とする。）

最高評価点　31.5点

（選定の考え方）
Ａ、Ｂ、Ｃの評価点を合計し、最も評価点の高い者から業務内容に応じて、10位の者までを選定する。
なお、参加者が10者に満たない場合、又は10位までの者が10者を超える場合は、10位以内全ての者を選定する。

【別添２】

参加表明書総括表

（黄色の枠）のセルのみ記入すること。

業務類型	簡易公募型競争入札（価格競争方式）
業務名	**令和８年度　公共補償円滑適正対策事業　泉田川地区第２号導水幹線水路用地測量業務**

評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価 評価点	評価 A	評価点	B	評価点	C	備考	例：〇〇コンサルタンツ			業者記入欄 業者名			評点
（企業評価）																
資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	－	－	1	資格登録されている。	選定しない	資格登録されていない。	競争参加資格申請手続中の場合は、開札時に資格登録されていることを条件として「資格登録されている」と評価する。ただし、開札時までに資格登録されなかった場合は、競争資格なしとして入札を無効とする。	B	1	登録有り				A:－,B:1,C:選定しない
	技術者資格	当該業務部門における技術者の存在	3	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者が２名以上であり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者との合計が６名以上存在	1	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者が１名以上であり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者との合計が２名以上存在	選定しない	Ａ、Ｂに該当しない。	・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者、土地改良補償業務管理者資格がない場合は、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者 ・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経験年数とする。なお、その従事期間の計算方法は、４月１日から翌年の３月31日までを１年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事している場合は１年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者 ・土地改良補償士と土地改良補償業務管理者の両資格保持者は土地改良補償士の資格で計上する。	A	3	土地改良補償士２名、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者４名				A:3,B:1,C:選定しない
専門技術力	成果の確実性	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績（国営以外の農業農村整備事業を含む。）	2	当該業務部門の業務実績が５件以上ある。	1	当該業務部門の業務実績が１～４件ある。	0	当該業務部門の業務実績がない。	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務である。 ・評価における件数は、最近の完了順に10件までとする。 なお、10件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・業務成績については、業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。 ・参加表明者のうち、C評価以外の者を対象に上位（下位）を決定するものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分けした際の中間の者は下位グループとする。（ただし、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は上位グループとする。） ・業務成績については、業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。	A	2	５件				A:2,B:1,C:0
		過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の上位１／２グループ	1	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の下位１／２グループ	0	当該業務部門の業務実績がない。		記載不要（発注者側で記載します。）		81点	記載不要（発注者側で記載します。）			A:2,B:1,C:0
		納品後における重大な測量ミスの発覚等による契約不適合の有無	－	－	1	右に該当しない。	-2	重大な測量ミスの発覚等により、測量のやり直し又は成果物の手直しがあった。	・重大な測量ミスとは、東北農政局管内国営事業（務）所が発注する業務において、当該年度を含めた過去3か年度（基準日：参加表明書の提出期限の最終日））に用地測量業務で境界紛争、調査不足等により事業推進に弊害を及ぼしたものをいう。	B	1	該当しない				A:－,B:1,C:-2
	地域への貢献	過去３年間（前年度まで）の東北農政局管内における地域貢献活動への支援	2	「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績　有り	1	東北農政局管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績　有り	0	地域への貢献に対する取組実績（過去３年間（前年度まで））がない。	・地域への貢献に対する取組み実績（過去3年間）がない場合は、評価しない（0評価）。 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。	A	2	有り				A:2,B:1,C:0
		過去３年間（前年度まで）における災害対応活動の実績	1	土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づく活動実績がある。	0.5	災害協定に基づかない活動実績がある。	0	活動実績（過去３年間（前年度まで））がない。	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国（地方農政局等）との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請を受けて実施した災害活動実績 ・被災地方公共団体等からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害活動実績 をいう。 災害協定に基づかない活動実績とは、 ・国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した災害活動実績（家畜防疫活動を含む） をいう。 活動実績（過去3年間（前年度まで））がない場合は、評価しない（0評価）。	A	1	有り				A:1,B:0.5,C:0
	業務執行能力	過去３年間（前年度まで）の表彰実績	2	業務表彰実績（農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰）がある。	1	業務表彰実績（農政局長表彰）がある。	0.5	業務表彰実績（事業（務）所長表彰がある。	表彰実績（過去3年間）がない場合は評価しない（0評価）。 企業として受けた表彰を対象とし、評価対象は以下のとおりである。 ・農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰（全国（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）で表彰された業務が対象） ・農政局長表彰、事業（務）所長表彰（東北農政局管内で表彰された業務が対象） ・農業農村工学会表彰（全国土地改良工事等学術技術最優秀賞） 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。	B	1	〇〇農政局長賞〇〇測量調査業務				A:2,B:1,C:0.5
			1	【加点評価点】 農業農村工学会表彰						A	1	農業農村工学会表彰あり				A:1,B:－,C:－
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	0.5	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※１ ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）　※２ ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエー	－	－	0	Aに該当しない。	※1　女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業、同法第12条に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行った企業をいう。 ※3　若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業	A	0.5	認定を受けている				A:0.5,B:－,C:0
業務の実施体制	業務の実施体制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の構成員	－	－	1	右に該当しない。	選定しない	業務の主たる内容を再委託する場合	様式10に再委託の記載が無い場合は「B評価」とする。	B	1	再委託なし				A:－,B:1,C:選定しない
<予定管理技術者評価>																
資格要件	技術者登録	技術者資格及びその専門分野の内容	5	土地改良補償士	2	土地改良補償業務管理者	－		・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者、土地改良補償業務管理者資格がない場合は、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者 ・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経験年数とする。なお、その従事期間の計算方法は、４月１日から翌年の３月31日までを１年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事している場合は１年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に７年以上従事した者 ・土地改良補償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と「同等の能力と経験を有する技術者」に該当しない場合は選定しない。	A	5	土地改良補償士				A:5,B:2,C:－
		同等の能力と経験を有する技術者	3	土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者	1	土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者	選定しない	Ａ、Ｂに該当しない。								A:3,B:1,C:選定しない
専門技術力	業務執行技術力	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績又は実務経験（国営以外の農業農村整備事業も含む。）	2	当該業務部門の管理技術者としての業務実績、又は当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験がある。	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	0	当該業務部門の業務実績、実務経験がない。	・当該業務部門とは、発注者が業務説明書本文で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務	A	2	有り				A:2,B:1,C:0
		過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位１／２グループ	1	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の下位１／２グループ	0	当該業務部門の業務実績がない。	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務である。 ・評価における件数は、最近の完了順に５件までとする。 なお、５件に満たない場合は、その全てを対象とする。（「最近の完了」とは、本業務の参加表明書提出初日で重複を判断する。） ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の者は下位グループとする。（ただし、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は上位グループとする。） ・業務成績については、以下のとおりとする。 （管理技術者の場合） 業務成績評定通知に示す（管理技術者「技術者評定点」）である。 （担当技術者の場合） 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。	記載不要（発注者側で記載します。）		81点	記載不要（発注者側で記載します。）			A:2,B:1,C:0
		管理技術者としての成績がなく担当技術者としての成績がある場合（過去10年間（前年度まで））	－	－	1	当該業務部門の担当技術者としての成績がある。	－	－								A:－,B:1,C:－
		農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況	3	研修会への参加が過去３年間（**令和４年度～令和６年度**）に３回以上	1	研修会への参加が過去３年間（**令和４年度～令和６年度**）に１～２回	0	Ａ、Ｂに該当しない。	・研修会とは自社以外の他機関が主催する用地補償業務（管理を含む。）に関する研修会をいう（参加を証明する資料の写しを添付）。ただし、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者等の資格試験講習会を除く。（講師として参加した場合は回数に含む。） ・緊急事態宣言が発動された年において、研修会への参加に影響が生じたと判断される場合は、「過去３年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去３年間」と読み替えることができる。	A	3	3回以上				A:3,B:1,C:0
専任性	専任性	１件当たり300万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数又は手持ち業務契約総額（国営以外も含む。）	3	手持ち業務件数３件以内かつ業務契約総額５千万円未満	1	手持ち業務件数９件以内かつ業務契約総額２億円未満で、Ａに該当するものを除く。	-2	Ａ、Ｂに該当しない。	・既契約の工期末日と当該業務の**公示日（令和８年６月19日）**で重複を判定 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は、当該年度の支払限度額とする。（最終年度は、契約額から支払済額を差し引いた金額とする。）	A	3	2件 4,200万円				A:3,B:1,C:-2
									最高評価点　31.5点	26.5			0			

【別添３】

（様式１）

参　加　表　明　書

業務名称

令和８年度　公共補償円滑適正対策事業
泉田川地区第２号導水幹線水路用地測量業務

標記業務の競争入札者選定の参加について関心がありますので、参加表明書を提出します。
なお、業務説明書に掲げる入札参加者に要求される資格要件を有することを誓約します。

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長
渡辺　英樹　殿

（提出者）
住　所
会社名
代表者　　役職　　氏　名
電話番号
担当者　　役職　　氏　名
メールアドレス

（様式２）

企業の有資格者登録の有無等

項　　目	
競争契約参加資格者登録	有（登録番号　○○○）　　無　　手続中

注１：有の場合は、登録番号を記載する。
注２：参加資格申請中の場合は、申請書類写しを提出する。
注３：有資格者登録の「競争参加資格の認定」を評価する。

（様式３）

有資格技術者数

資格の種類	部　門　等	所属技術者人数
（例）土地改良補償士		○名
（例）土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者		○名
（例）土地改良補償業務管理者		○名
（例）土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者		○名

注１：所属技術者人数の記載は、資格の種類を重複して記載しない。
注２：有資格者は、資格を確認できる証明書等の写しを添付する。
なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者で土地改良補償業務管理者の資格を有する者については、その有効に登録されている証明書の写しと当初資格取得時の証明書の写しを併せて添付すること。
注３：土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者及び土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者については、対象者の氏名、最終卒の履歴（卒業年次・学校名称・学科）、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面（土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの）を作成し、添付すること。
AGRIS 未登録業務の場合は、契約書の写し等、業務内容（業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額）が確認できる資料を添付すること。
注４：土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者及び土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者の判断基準は、参加表明者選定基準の＜企業評価＞の資格要件による。
注５：技術者資格の「当該業務部門の技術者の存在」を評価する。

（様式４）

企業の過去10年間の当該業務部門の業務実績及び業務成績

業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点
AGRIS登録番号：	【契約金額：00,000千円】		0000.00.00～ 0000.00.00	
AGRIS登録番号：	【契約金額：00,000千円】		0000.00.00～ 0000.00.00	
AGRIS登録番号：	【契約金額：00,000千円】		0000.00.00～ 0000.00.00	
計　○○件、平均評定点○○.○○点				

注１：過去10年間とは、前年度（**令和７年度**）より過去10か年度とし、当該年度は含めない。

注２：契約金額**150万円以上**の東北農政局管内における農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容（業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額）が確認できる資料を添付すること。

注３：業務実績及び業務成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、10件まで記載する。

なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び業務成績が10件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め10件まで記載する（本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。）

注４：評定点は、業務成績評定点とし、国営のみを記入する。

注５：当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務である。

なお、業務概要には当該業務部門に合致する事項を簡潔に記載する。

注６：業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務

注７：成果の確実性のうち、過去10年間の業務実績や業務成績を評価する。

（様式５）

重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無

項　　目	有　無
当該年度を含め、過去３か年度（**基準日：参加表明書の提出期限の最終日**）の業務で納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等により、測量又は調査のやり直し又は成果物の手直しがあったか。	該当あり　・　該当なし

注１：該当項目に〇を付けること。

注２：該当ありの場合は、確認できる資料を添付すること。

注３：成果の確実性のうち、契約不適合の有無について評価する。

（様式６）

企業の地域貢献活動への支援（東北農政局管内における過去３年間）

優良工事（業務）表彰における地域貢献活動の表彰の経歴				
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内容	備考

地域活動に対する取組状況 （市町村や協議会・団体からの参加証明書、参加者名簿等を添付すること。）		
年月日	場所	地域活動の内容

注１：過去３年間とは、前年度（**令和７年度**）より過去３か年度とし、当該年度は含めない。

注２：地域活動に対する取組状況は、東北農政局管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績について記載する。

注３：地域への貢献の、「過去３か年の地域貢献活動の支援」について評価する。

注４：企業の地域貢献活動への支援内容が確認できる資料（表彰状（地域貢献活動）の写し、取組実績を証明する資料等）を添付すること。

注５： 継続的な支援実績とは、年１回以上の地域貢献活動を連続した２か年以上にわたり継続的に実施していることをいう。

（様式７）

企業の災害対応活動の実績（過去３年間）

災害協定等に基づく活動実績			
期　　間	場　　所	災害対応活動の内容	備　　考
災害協定に基づかない活動実績			
期　　間	場　　所	災害対応活動の内容	備　　考

注１：過去３年間とは、前年度（**令和７年度**）より過去３か年度とし、当該年度は含めない。

注２：災害対応活動への取組状況は、国（地方農政局等）との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績又は被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績について記載する。

注３：国（地方農政局等）との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料（国からの要

請文書等の写し、国から要請された団体等の会員であることを示す会員名簿等の写し、活動内容を証明する契約書の写し）を添付すること。

注４：業務執行能力（災害等の不測の事態にあっても要請に応じられる「企業としての業務管理運営能力」）について評価する。

注５：国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績については業務名も記載すること。（例：災害設計書作成（〇〇〇〇業務））

注６：災害協定に基づかない要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料（国・地方公共団体等からの要請文書等の写し、活動内容を証明する契約書の写し等）を添付すること。

（様式８）

企業の表彰実績（過去３年間）

表彰実績（業務表彰、その他表彰等）(注2)				
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内容(注3)	備考(注4)

注１：過去３年間とは、前年度（令和７年度）より過去３か年度とし、当該年度は含めない。

注２：表彰実績には、当該業務部門に関連する表彰を記載し、表彰実績が確認できる資料（表彰状の写し及び業務内容等が確認できる資料（契約書の写し）等）を添付すること。
（当該業務部門とは、発注者が入業務明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務であり、業務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。）

注３：内容欄は簡潔にまとめる。

注４：備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点、AGRIS登録番号（未登録の場合は未記載）を、その他表彰である場合は、所管団体名を記載する。

（様式９）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

〇「えるぼし１段階目」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

〇「えるぼし２段階目」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

〇「えるぼし３段階目」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

〇「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

〇主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、か

つ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○一般事業主行動計画を策定又は変更（令和７年４月１日以降）している。

【　該当　・　該当しない　】

３　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

注１：１から３までの全項目について、該当するものに○を付けること。

注２：それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

注３：「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合は、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し）を添付すること。

（様式 10）

業務実施体制【再委託等について記載】

分担業務及び再委託等の内容	備　　考

注１　：　当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその理由を記述するとともに、再委託先又は協力先が明らかな場合は企業名等を記載すること。

（様式 11）

予定管理技術者の経歴等

氏（ふり）　名（がな）	生年月日
所属・役職	
所有技術者資格〔資格の種類、部門（選択科目）、登録番号、取得年月日〕	

過去10年間の当該業務部門の管理技術者又は担当技術者としての業務実績及び業務成績
管理技術者　・　担当技術者
（該当する方に○を付ける。）

合計○○件、平均成績点○○.○○点

業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点
AGRIS登録番号：	【契約金額：00,000千円】		0000.00.00～ 0000.00.00	
AGRIS登録番号：	【契約金額：00,000千円】		0000.00.00～ 0000.00.00	
AGRIS登録番号：	【契約金額：00,000千円】		0000.00.00～ 0000.00.00	

過去10年間の当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験

業務名	業務概要	発注機関	実施年度	監督における立場 （総括／主任）
AGRIS登録番号：				

農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
・前々年度（**令和６年度**）の参加回数　○回（参加を証明する資料の写しを添付すること。）
・過去３年間（**令和４年度～令和６年度**）の参加回数
○回（参加を証明する資料の写しを添付すること。）

手持ち業務の状況（令和８年６月19日現在）　　合計○○件　　○,○○○万円

業　務　名	発注機関	履行期間	契約金額
AGRIS登録番号：			
AGRIS登録番号：			
AGRIS登録番号：			

注１：土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者については、最終卒の履歴（卒業年次・学校名称・学科）、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面（土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの）を作成すること。
なお、様式３での証明書で準用する。

注２：過去10年間とは、前年度（**令和７年度**）より過去10か年とし、当該年度は含めない。

注３：当該業務部門とは、業務説明書等で示すAGRIS業務分類（コード）表における分類と同一の業務

注４：業務実績及び業務成績は、契約金額 **150万円以上**の東北農政局管内における農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は、契約書の写し等業務内容（業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額）が確認できる資料を添付すること。
管理技術者としての業務実績がない場合は、過去10年間の当該業務部門の担当技術者としての業務実績及び業務成績を記載すること。
業務実績及び業務成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、５件まで記載

すること。
なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び業務成績が５件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め、５件まで記載すること（本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。）。
業務成績（評定点）は、管理技術者としての実績がある場合は「技術者評定点」、担当技術者としての実績である場合は「業務評定点」とし、国営農業農村整備事業のみを記載すること。

注５：農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況は、自社以外の他機関が主催する用地補償業務（管理を含む。）に関する研修会への参加回数を記載する。
ただし、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者等の資格試験講習会を除く。
なお、講師として参加した場合は回数に含む。
研修を受講等している場合は受講等したことを証する書面の写しなど、研修会に参加したことを証明する書類を添付すること。
また、「過去３年間」とは、「前々年度（令和６年度）からの過去３年間」である。緊急事態宣言が発動された年において、研修会への参加に影響が生じたと判断される場合は、「過去３年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去３年間」に読み替えることができる。

注６：「手持ち業務の状況」は、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務であり、管理技術者として従事している業務契約金額が 300 万円以上の業務を記載すること。
なお、会計年度を跨ぐ受注業務では、当該年度の出来形予定額を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約額全体を同欄上段に括弧書きで記載すること。

注７：プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は、手持ち業務の対象としないので留意すること。

注８：技術者資格及び業務執行技術力の各項目、専任制について評価する。

（様式 12）

予定照査技術者の経歴等

氏（ふり）　名（がな）	生年月日
所属・役職	
所有技術者資格〔資格の種類、部門（選択科目）、登録番号、取得年月日〕	

注１：有資格者は、資格を確認できる証明書等の写しを添付する。

注２：土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者については、最終卒の履歴（卒業年次・学校名称・学科）、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面（土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの）を作成すること。
なお、様式３での証明書で準用する。

注３：当該業務における照査技術者の資格要件を確認する資料である。

別添４

資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長
渡辺　英樹　殿

住所
商号又は名称株式会社
代表者役職氏名

業務名　〇〇〇〇事業
〇〇〇〇業務

令和〇年〇月〇日付けで公示のありました標記業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に際し、業務説明書５（２）に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本業務の参加表明書及び技術提案書を提出した場合、当該業務の参加表明書及び技術提案書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

１　業務説明書５（２）①のア及びイに掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※（2）	商号又は名称	資本的関係
〇〇〇〇〇〇	（株）〇〇〇〇	子会社の関係
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇（株）	子会社の関係
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇（株）	子会社の関係

２　業務説明書５（２）②のア、イ及びウに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先		
	受付番号※（2）	商号又は名称	人的関係
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	（株）〇〇〇〇	代表取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇（株）	取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇（株）	取締役

※記載にあたっての留意事項

（１）記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。

（２）受付番号欄には、令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格確認通知書の「受付番号」を記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。

（３）該当がない場合は、「なし」と記入すること。

（４）記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 121 条に規定する株主名簿（写）、その他関係資料の提出を求めることがある。

（５）上記に掲げる関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の参加表明書及び技術提案書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

別添５

〇〇事業　〇〇業務
質問回答書（令和　　年　　月　　日）

項　　目	内　　容（回　　答）	備　　考

別添６

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長　渡辺　英樹　殿

住　　所：
商号又は名称：〇〇〇〇株式会社
代　表　者：代表取締役
〇〇　〇〇

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業〇〇〇〇業務について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

（別添７）

「積算参考資料」の取り扱いについて

１　目的

「積算参考資料」は、積算の根拠となる条件、規格、数量等を明記した資料であり、業務の入札契約に際して適正な競争の確保に向けて、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うことが可能となるよう、対象業務に係る競争参加有資格者に配付するものである。

２　「積算参考資料」の取り扱いに関する留意事項

（１）「積算参考資料」は、**入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、業務請負契約書第１条（総則）で規定する設計図書ではない。**

（２）「積算参考資料」は、業務請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。

（３）「積算参考資料」の内容について、**設計図書と齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合には、業務説明書に示す「業務説明書に対する質問」と合わせて質問書を提出できるものとする。**

（４）上記に係る質問内容の確認の結果、**「積算参考資料」の修正又は補足説明を要する場合は、全ての入札参加者にその内容を業務説明書に示す「質問回答書」をもって回答する。**

（５）業務契約後の「業務確認会議」においては、設計図書等に基づき設計条件等の確認を行うものとするが、その際に「積算参考資料」を用いることを妨げるものではない。